

共同企業体、協力事務所（再委託先）の参加条件に関する考え方（案）

本庁舎整備等整備の設計者選定プロポーザルの特性として、庁舎建築（行政窓口機能、議会機能）の設計能力に加えて、多目的ホールの設計能力、広場空間の設計能力、免震構造建物の設計能力など多岐にわたる設計能力を持った「人・組織」を求めていることがあります。

この特性を考慮し、設計チームとして高い能力を求めめるため、共同企業体（以下、設計JV）構成員、協力事務所（再委託先）の参加資格については以下を基本方針としました。

■設計JV構成員

設計JVは、組成する構成員の数を制限しません。設計JV構成員は、単独参加、他の設計JVにおける代表構成員、構成員、他の提案者の協力事務所となることはできません。
管理技術者及び窓口担当者は代表構成員の企業に所属することとします。

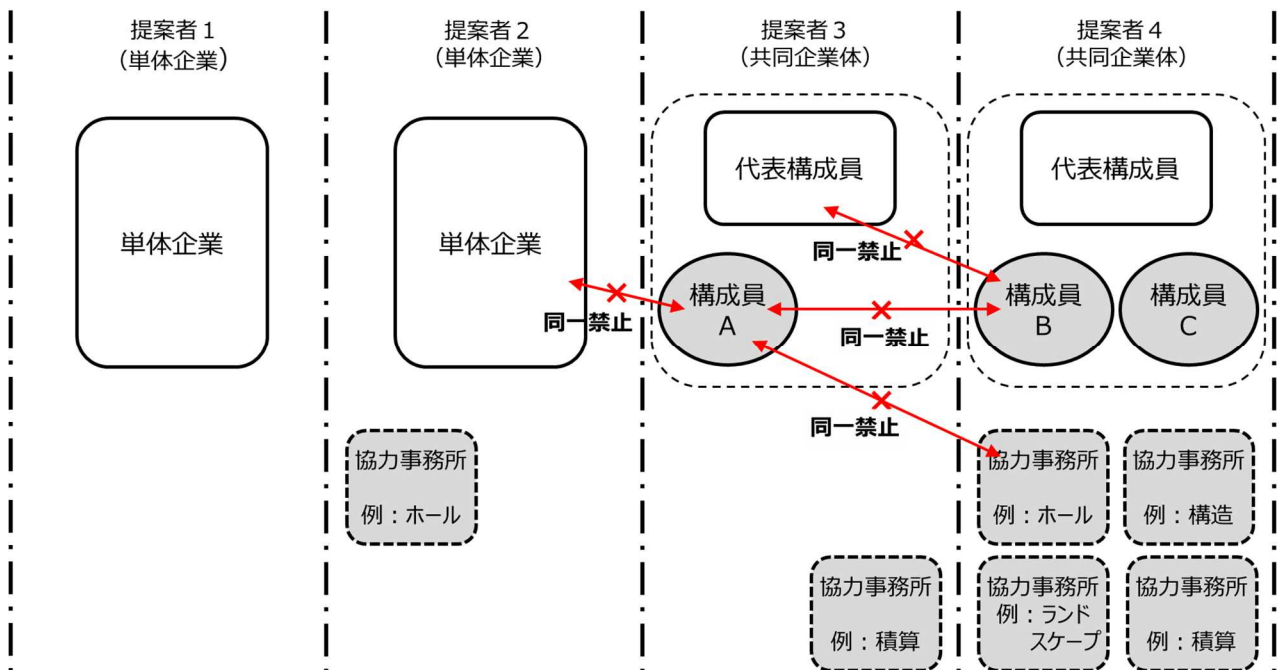
■協力事務所（再委託先）

（想定される再委託業務／構造設計、設備設計、音響設計、ホール設計、ランドスケープ設計、積算など）
協力事務所（再委託先）は、他の提案の単独参加、他の設計JVにおける代表構成員、構成員となることはできません。
建築（総合）分野において、他の参加者の協力事務所となることはできません。

上記基本方針を概念図として以下に示します。

なお、本設計業務を受注した設計事業者（設計JVにおけるすべての構成員も含む）及び当該設計事業者と資本・人事面等において関連があると認められた企業は、本整備事業に係る工事の入札に参加及び当該工事を請け負うことができないものとします。

共同企業体組成の概念図



以上